

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | エレベーター改修工事（光陽中学校外1校） |
| (3) 場 所 | 越谷市川柳町一丁目498番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年5月21日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 26,400,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概 要 | 工事の概要：光陽中学校・武蔵野中学校のエレベーターを改修する。 |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | エレベーター改修工事（平方中学校外1校） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字平方2， 115番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年5月21日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 26,400,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4－8－1 |
| (8) 概 要 | 工事の概要：平方中学校・新栄中学校のエレベーターを改修する。 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 新方小学校外7校プールろ過機修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字北川崎178番地 外 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年5月21日から令和6年10月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 6,863,384 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社三進ろ過工業
東京営業所 |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11 |
| (8) 概 要 | 小学校に設置されているプールろ過機の修繕を行う |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本修繕は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 大相模中学校外3校プールろ過機修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市相模町三丁目165番地 外 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年5月21日から令和6年10月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,048,868 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社三進ろ過工業
東京営業所 |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11 |
| (8) 概 要 | 中学校に設置されているプールろ過機の修繕を行う |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本修繕は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 種 別 | 管工事 |
| (2) 件 名 | 保健所（1階～3階）空調機フィルター交換修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷十丁目31番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年5月22日から令和6年12月27日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,356,300 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社ナカノヤ |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大沢3-28-11 |
| (8) 概 要 | 保健所（1階～3階）空調機フィルター交換修繕（49台） |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 【特命随意契約理由】
本修繕は、保健所空調機のフィルター等を交換修繕するものであり、機器等の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該空調機等の新設工事を施工し、かつ、現在の保守管理業者である株式会社ナカノヤに特命随意契約を締結するものです。 |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 種 別 | 管工事 |
| (2) 件 名 | 越谷サンシティターボ冷凍機オーバーホール修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年5月24日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 19,580,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東武ビルマネジメント株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7 |
| (8) 概 要 | NO. 1 冷凍機のオーバーホールを行う。 |

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | 本修繕は、越谷サンシティのターボ冷凍機について、分解・点検を実施し、精度を回復するために必要な処置を行うものですが、施設全体の空調機器と密接に関連している設備であり、施設の運営への影響が大きいため、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している東武ビルマネジメント株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築一式工事 |
| (2) 件 名 | 越谷サンシティ防火シャッター修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市南越谷一丁目2876番地1 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年5月24日から令和7年2月28日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 9,130,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東武ビルマネジメント株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7 |
| (8) 概 要 | 越谷サンシティの防火シャッターについて、開閉器・自動閉鎖装置や危害防止装置等の部品交換を実施。 |
| (9) 理 由 | 本修繕は、越谷サンシティの防火シャッターについて、開閉機・自動閉鎖装置や危害防止装置等の部品交換を実施し、防火・防煙機能を回復するために必要な処置を行うものですが、防火区画の形成にあたり既存の消防設備と密接に関連しているため、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している東武ビルマネジメント株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 総合体育館照明制御設備修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市増林二丁目33番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年5月24日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 4,785,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | パナソニックEWエンジニアリング株式会社
東京本部 |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区東新橋1-5-1 |
| (8) 概 要 | 屋内照明設備の操作・監視用機器（照明監視制御装置）の故障のため改修を行う。 |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本修繕は、総合体育館内に設置されている照明制御用機器の一部部材を更新するものです。施工後の照明監視制御装置の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、既存照明制御装置メーカーであるパナソニックEWエンジニアリング株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 市役所井水設備制御配線工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年5月28日から令和6年10月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,936,287 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社ダイキアクシス
東京本社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区東日本橋2-15-4
PMO東日本橋 |
| (8) 概 要 | 既存井水設備の制御配線工事を行う。 |

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | 執行方法：自治令第167条の2第1項第6号
理 由：本工事は、既存井水設備のろ過機器等の運転制御をするために必要な配線を行うものです。井水設備のろ過機器等は昨年度工事「越谷市役所外構整備工事」で、下請負業者である株式会社ダイキアクシスにより施工しました。また、井水設備完了後には、株式会社ダイキアクシスと維持管理契約を予定しております。井水設備は井戸水を浄化し飲料水としても使用するため、施設の運営への影響が大きく、工事後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社ダイキアクシスと特命随意契約を締結するものです。 |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 土木施設維持管理（苑地） |
| (2) 件 名 | 越谷市空家等の適正管理に関する条例第9条に基づく緊急安全措置業務委託（R6-N01 弥十郎） |
| (3) 場 所 | 越谷市弥十郎778番地13 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年5月24日から令和6年6月28日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 6,600,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建設推進協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市登戸町2-5 |
| (8) 概 要 | 令和6年4月24日（水）に市内震度2の地震により、部材の一部が道路に落下したとの通報を受け、翌日現地確認を実施した。本物件は屋根等が火災により焼失し、壁等の崩落の危険が差し迫っている状況であることから、物件の相続人に対して、除却について指導を行うべく手紙の送付等連絡を取っているところであるが、進展のない状況である。このことから、市民の生命及び財産を守る観点から、越谷市空家等の適正管理に関する条例（以下、空家条例）第9条の規定に基づく緊急安全措置の実施に向けて進めることについて、令和6年5月17日付で市長の決裁を取得しました。緊急安全措置による安全対策にあたっては、物件の損傷の状況から、通常の措置では十分な対処ができないため、工法やそれに係る参考見積の取得や費用の妥当性を検討してきました。 |
| (9) 理 由 | 令和6年4月24日（水）に市内震度2の地震により、部材の一部が道路に落下したとの通報を受け、翌日現地確認を実施した。本物件は屋根等が火災により焼失し、壁等の崩落の危険が差し迫っている状況であることから、物件の相続人に対して、除却について指導を行うべく手紙の送付等連絡を取っているところであるが、進展のない状況である。このことから、越谷市空家等の適正管理に関する条例（以下、空家条例）第9条の規定に基づく緊急安全措置の実施に向けて進めることについて、令和6年5月17日付で市長の決裁を取得しました。緊急安全による安全対策にあたっては、物件の損傷の状況から、通常の措置では十分な対処ができないため、工法やそれに係る参考見積の取得や費用の妥当性を検討してきました。
近隣への切迫した危険性を鑑みると、緊急性をもって空家条例に基づき緊急安全措置を実施する必要がある、競争入札を実施する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2の第1項第5号の規定により、災害時等の際に緊急の対応をしている、越谷市建設推進協同組合と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 地質調査（登録有） |
| (2) 件 名 | 宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する基礎調査委託（既存盛土等調査） |
| (3) 場 所 | 越谷市内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年5月30日から令和6年12月27日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 8,302,800 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社八州
北関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-82-1 |
| (8) 概 要 | 本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法第4条に規定する基礎調査として、宅地造成等工事規制区域内の既存盛土の分布調査、安全性の把握及び応急対策の必要性の判断を専門業者に委託するものです。 |
| (9) 理 由 | 執行方法：自治令第167条の2第1項第6号
理由：本業務は、令和5年度に実施した宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域の指定）と同様の法に基づいて実施するものであり、密接な関係性がある。そのため、当該業務の受注者であり当該業務を通じて本件に関する越谷市内全域の地理的特性に精通している株式会社八州が一連で業務を実施することによって、他業者と契約する場合より計画準備、資料収集に係る直接人件費等のコスト削減が図られ、かつ業務期間の短縮、成果品の精度を確保する上で有利と認められるため、株式会社八州と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築一式工事 |
| (2) 件 名 | (仮称) 緑の森公園保育所建設工事（外構） |
| (3) 場 所 | 越谷市越ヶ谷2620番1外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年2月28日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 149,270,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 和光・水谷経常建設共同企業体
代和光建設株式会社 三郷支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県三郷市栄1-176 |
| (8) 概 要 | (仮称) 緑の森公園保育所整備事業に伴う外構工事を行う。
・囲障（障壁、フェンス）の設置
・構内舗装工事（アスファルト舗装、インターロッキング舗装 ほか）
・緑化
・遊具設置
・駐輪場、外物置等の設置 ほか |
| (9) 理 由 | 特命理由：本件は、(仮称) 緑の森公園保育所整備事業における外構を工事するものです。
(仮称) 緑の森公園保育所整備事業は、本体工事着手後に、地中障害物が発見され、これらの撤去工事により工期が後ろ倒しとなりました。そのため、開所に向けて、建築工事と外構工事を同時に施工せざるをえない状況となりました。
緑の森公園保育所は2階テラスが園庭にせり出す立体的な構成であり、また、本体建物が外構と重なる特殊な平面形状であることから、同時に施工するにあたり本体工事と外構工事の施工上の責任を明確に区分することができない状況となります。よって本件について、本体建物と重複する工期で、本体工事の受注者以外の者が施工する場合、安全性の確保や、工期内での履行の実現が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、「(仮称) 緑の森公園保育所建設工事（建築）」の受注者である和光・水谷経常建設共同企業体と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

機械器具設置工事
- (2) 件名

一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設処理水放流移送管修繕
- (3) 場所

越谷市大字砂原146番地1
- (4) 履行期限

令和6年6月25日から令和7年3月25日まで
- (5) 契約金額

1,672,000 円(税込み)
- (6) 受注者

株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社
- (7) 受注者住所

東京都品川区西品川1-1-1
住友不動産大崎ガーデンタワー
- (8) 概要

浸出水処理水放流移送管修繕
1 材料
・ 改造配管（点検口2箇所）VP150A 1 式
・ 洗浄用薬品 ダイナミックス・デスケラー（19L缶） 4 缶
・ 消耗品、雑材 1 式
- (9) 理由

本修繕は、浸出水処理施設の浸出水処理水の移送管の故障・老朽化による部品交換であり、また、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

清掃施設工事
- (2) 件 名

リサイクルプラザ資源化施設計量器等交換修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原355番地
- (4) 履 行 期 限

令和6年6月25日から令和7年3月27日まで
- (5) 契 約 金 額

18,392,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所

東京都台東区上野7-12-14
- (8) 概 要

1) 資源化施設計量器等の交換修繕を行う

・トラックスケール（30t用）

1 式

・操作ポスト

1 基

（パンチカード読取方式からICカード読取方式へ）

・信号灯

1 基

・ソフト改造費

1 式

・ICカード

200 枚

(9) 理 由

特命随意契約該当理由

当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 13 年告示 61 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

清掃施設工事
- (2) 件 名

リサイクルプラザ資源化施設細破碎機ライナー交換修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原 3 5 5 番地
- (4) 履 行 期 限

令和 6 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 3 月 2 7 日まで
- (5) 契 約 金 額

11,594,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所

東京都台東区上野 7-12-14
- (8) 概 要

1、細破碎機ライナー交換

・可動側・固定側ケースライナー②

5 個交換

・可動側・固定側ケースライナー③

5 個交換

・可動側・固定側ケースライナー④

8 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑤

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑥

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑦

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑧

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑨

1 個交換

・排出口ライナー

1 個交換

(9) 理 由

特命随意契約該当理由

当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として 1 者特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

清掃施設工事
- (2) 件 名

リサイクルプラザ資源化施設不燃ごみ・缶類クレーン修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原355番地
- (4) 履 行 期 限

令和6年6月25日から令和7年3月27日まで
- (5) 契 約 金 額

10,890,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所

東京都台東区上野7-12-14
- (8) 概 要

1) 巻上関係

・巻上ワイヤーロープ（グリップ付き） 8本
・スピードリレー用カップリング 2個
・巻上減速機蓋パッキン 2枚

2) 給電関係

・バケット給電ケーブル 2本

3) バケット関係

・バケット関係支持金具 2基
・ポンプ（カップリング含む） 2台
・ワイヤーソケット 2基
・エアーブリザー 2台
・バケット作動油 2基
・油圧ホース 2基
- (9) 理 由

特命随意契約該当理由
当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 1 3 年告示 6 1 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

機械器具設置工事
- (2) 件 名

一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設No.2 回転円盤装置修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原 1 4 6 番地 1
- (4) 履 行 期 限

令和 6 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 3 月 2 5 日まで
- (5) 契 約 金 額

14,960,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社
- (7) 受注者住所

東京都品川区西品川 1－1－1
住友不動産大崎ガーデンタワー
- (8) 概 要

浸出水処理施設 NO. 2 回転円盤装置修繕
1 機器、材料
・ 回転円盤装置軸 C S 製 1 組
（軸、ホイール、取付用 B, N ほか含む）
・ 回転円盤装置充填材（半数） 2 2 0 枚
- (9) 理 由

本修繕は、浸出水処理施設の回転円盤装置の故障・老朽化による部品交換である。また、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 東越谷・花田地区浸水対策検討業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷四丁目地内外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月10日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 31,130,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社東京建設コンサルタント
埼玉事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1
トーケン大宮ビル |
| (8) 概 要 | 対象範囲
元荒川第11～15排水区 147.2ha
新方川第27～30排水区 291.6ha

委託理由
本業務は、東越谷・花田地区において早期の浸水被害軽減に向けた実現可能な新規雨水貯留施設についての予備設計を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。 |
| (9) 理 由 | 本業務は、東越谷・花田地区において今後必要となる新たな雨水貯留施設について埼玉県が検討している洪水調節施設検討業務委託と合同で行うことから、埼玉県発注業務である、河川改修工事（新方川洪水調整施設検討業務委託）との整合性を図り、一体的に検討する必要がある。また、本業務については、浸水解析モデルのデータを活用し業務を行う必要があるが、当該業者であれば本市発注の浸水対策計画策定業務委託を過年度に受注し、その資料及び成果品に含まれない経過や経緯の認知、また検討・調査で使用したデータを保有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、埼玉県発注業務と浸水対策計画策定業務委託を受注し、業務内容に精通した株式会社東京建設コンサルタント埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立大袋中学校外構改修工事監理業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大竹236番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 4,180,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社慎建築設計事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市相模町1-31 |
| (8) 概 要 | <p>委託の概要：
・西大袋土地区画整理事業に伴い、越谷市立大袋中学校の外構改修工事の監理業務を委託する。</p> <p>【工事概要】
・体育用具倉庫、石灰庫、ごみ置き場、灯油保管庫等の建替
・既存樹木伐採伐根
・敷地周囲の土留め・フェンス・防球ネットの撤去・新設
・植栽の撤去・新設</p> <p>委託の理由・目的：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。</p> |
| (9) 理 由 | <p>特命の理由：
本業務は「越谷市立大袋中学校外構改修工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術が求められます。</p> <p>本工事は、西大袋土地区画整理事業に伴う中学校の大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「株式会社 慎建築設計事務所」を特命とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市大袋地区センター・公民館建設工事監理業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷都市計画事業西大袋土地区画整理事業69街区4画地の一部外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和8年2月27日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 26,950,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社S u K A建築設計事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市千間台西2-6-12
S Kビル303 |
| (8) 概 要 | ・鉄骨造2階建て、延床面積2,524.60㎡（駐輪場等除く）の新築工事の監理業務を委託する。（建築・電気設備・機械設備・外構） |
| (9) 理 由 | <p>【特命随意契約理由】</p> <p>本業務は、今年度より実施する「越谷市大袋地区センター・公民館建設工事」（以下「本工事」）の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。</p> <p>本工事は地区センター・公民館の他、地域包括支援センターや消防器具置場等を含む複合施設となっており、地元住民等により構成された建設検討委員会や各担当課からの要望を組み入れた実施設計を行っております。また、隣接する公園や緑道、調節池に係る別工事が同時期に施工される予定となっており、搬入経路や作業場所の調整が複雑であることから、安全管理上の配慮が必要となります。</p> <p>そのため、設計内容を熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点や変更等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「株式会社S u K A建築設計事務所」を特命随意契約とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（大沢小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大沢二丁目13番21号外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,260,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大沢小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（荻島小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字南荻島902番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,260,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（荻島小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（富士中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市新越谷一丁目85番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（富士中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（北陽中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大松450番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北陽中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（大相模小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大成町二丁目1番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,260,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大相模小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（中央中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市宮前一丁目18番地1外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（中央中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（光陽中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市川柳町一丁目498番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（光陽中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定 |
| (2) 件 名 | 令和7年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市千間台東一丁目6番15外595箇所 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月24日から令和6年10月11日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,761,380 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1 |
| (8) 概 要 | <p>固定資産（土地）については、地方税法附則第17条の2の規定により、基準年度の価格を3年間据え置くこととされている地方税法第349条の規定に関わらず、据え置き年度である令和7年度においても地価が下落していると認められる地域に対して前年度の価格によることが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、市長が価格の修正を行うことができるとされています。</p> <p>本業務は、令和7年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和5年1月1日から令和6年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地596地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。</p> <p>標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：令和6年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 越谷市雨水出水浸水想定区域検討業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月27日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 63,250,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社東京建設コンサルタント
埼玉事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1
トーケン大宮ビル |
| (8) 概 要 | <p>委託概要
雨水出水浸水想定区域検討業務 一式</p> <p>委託理由
本業務は、シミュレーションモデルを用いて浸水想定区域を検討し、越谷市内の雨水出水浸水想定区域図の作成を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>本業務は過年度に実施した「公共下水道事業浸水対策検討業務委託（元荒川排水区）」、「公共下水道事業浸水対策検討業務委託（新方川排水区他）」、「浸水対策計画策定業務委託」、「越谷市公共下水道浸水対策検討業務委託（5-1）」と綿密な関係があり、各業務にて作成した浸水シミュレーションモデルを用いて、浸水想定区域を検討し、越谷市全域の雨水出水浸水想定区域図を作成する必要がある。</p> <p>（株）東京建設コンサルタント埼玉事務所は、本業務の基となるモデルを過年度業務に一部構築しており、一からモデルを構築する場合と比べ、コスト縮減が図られ、且つ、通常は1年以上の工期が必要だが、単年度での業務委託が可能である。</p> <p>また、地域特性や調査・検討内容等に精通していることや埼玉県発注業務で作成した流出氾濫解析モデルを保有していること、さらに成果品には含まれていない経過や経緯を認知していることから、高精度なシミュレーションを実施することが可能である。</p> <p>これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、（株）東京建設コンサルタント埼玉事務所と特命随意契約を締結する。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録無）
(2) 件 名 下船川揚水機場補修工事設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字船渡地内
- (4) 履 行 期 間 令和6年6月27日から令和7年3月31日まで
(5) 契 約 金 額 1,309,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 埼玉県土地改良事業団体連合会
- (7) 受注者住所 埼玉県熊谷市籠原南2-83
- (8) 概 要 業務の概要
実施設計 一式、出来高設計 一式
委託の理由
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。
- (9) 理 由 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
理由：本業務は、土地改良施設の補修工事における、設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。
埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。
よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により特命随意契約とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|----------|-----------------------|
| （１）種別 | 建築一式工事 |
| （２）件名 | 第二学校給食センター調理場床改修工事 |
| （３）場所 | 越谷市大字大杉４７０番地 |
| （４）履行期間 | 令和６年７月２日から令和６年９月３０日まで |
| （５）契約金額 | 3,938,000 円(税込み) |
| （６）受注者 | 株式会社水谷工務店 |
| （７）受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町７－１８１－１ |
| （８）概要 | 調理場の床タイルを耐熱仕様の塗床にする |

- | | |
|-------|---|
| （９）理由 | <p>○特命随意契約理由</p> <p>本工事は、第二学校給食センターの調理場の床を改修するものです。施工期間が夏休み期間に限られることから、同時期にごく近接した場所で施工される「第二学校給食センター柱改修工事」と、仮設の範囲や工程について連絡・調整が不可欠となります。また、搬入経路や作業場所が一部重なることから、安全管理上の配慮が必要となります。</p> <p>このことから、同一業者に発注し管理することにより、円滑な施工・安全性及び品質を確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記工事の受注者である株式会社水谷工務店と特命随意契約を締結するものです。</p> |
|-------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 土木一式工事 |
| (2) 件 名 | 下水道築造工事（区6－94号線） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年7月5日から令和6年12月20日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 2,662,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 有限会社杉本土建 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市袋山2059－1 |
| (8) 概 要 | 路線延長 L=42.6m
管体延長 L=41.2m
硬質塩化ビニル管φ200 L=41.2m
組立1号マンホール 1箇所
取付け管 4箇所
ます 4箇所 |
| (9) 理 由 | 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6－94号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られるため、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 土木一式工事 |
| (2) 件 名 | 大成（飯島）排水機場応急修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市大成町八丁目2806番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年7月9日から令和6年12月23日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 4,103,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 山崎建設株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-12 |
| (8) 概 要 | 大成（飯島）排水機場
電源用自家発電機 設置・撤去 1台
水中ポンプ 設置・撤去 2台 |
| (9) 理 由 | 随意契約理由：本工事は、大成（飯島）排水機場の水中ポンプの修繕を行うものである。当該地域は、特に浸水被害が発生しやすい場所であり、台風等の大雨に備え、早急に修繕を実施する必要がある。修繕にあたっては、当該現場の災害時の状況を熟知し、また、緊急時に即座に現場対応を行えるものと契約する必要がある、価格面の競争を主眼とした競争入札は難しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約を締結するものです。
特命理由：当該施設の修繕や災害時の現場対応を熟知しており、緊急時にも対応することが可能である山崎建設株式会社を契約の相手方とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 舗装工事
(2) 件 名 街路築造工事（大竹中央通り線）
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
(4) 履 行 期 間 令和6年7月12日から令和6年10月11日まで
(5) 契 約 金 額 4,862,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288

- (8) 概 要 L=128.4m W=16.0~17.5m
舗装工
表層（t=50）A=1180m²

- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の令和5年9月19日契約締結した街路築造工事（大竹中央通り線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られるため、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 老人福祉センターくすのき荘エレベーター修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大杉655番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年7月25日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,925,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概 要 | エレベーター構成部品の更新を行う。 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 本工事は、既存エレベーターの一部の更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「株式会社 日立ビルシステム 関東支社」を特命にて契約を締結するものです。 |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 七左エ門川排水機場商用電源化工事設計業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大間野町四丁目280番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年7月9日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 10,780,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日本水工コンサルタント
関東支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町2-50 |
| (8) 概 要 | 委託概要：七左エ門川排水機場における商用電源化の実施設計業務委託一式
委託理由：本業務委託は、七左エ門川排水機場の設備を商用電源化するための実施設計業務であり、高度な専門知識と技術を要するため委託するものです。 |
| (9) 理 由 | 特命理由：本業務は、七左エ門排水機場の商用電源化工事の実施設計を委託するものである。商用電源化工事設計の履行に際しては、当該排水機場の既存ポンプの設備設計を行い、内容を熟知していることや、令和4年に設計を行った『七左エ門排水機場排水ポンプ増強実施設計業務委託』（未着工工事）の内容を今回の設計に反映することが必要です。また、専門家の高度な知識及び技術等を必要とします。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し、過去に当該排水機場の既存ポンプの設備設計及び『七左エ門排水機場排水ポンプ増強実施設計業務委託』を行った「株式会社日本水工コンサルタント」に特命随意契約とするものである。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 施工計画、施工設備及び積算部門 |
| (2) 件 名 | 建設資材価格調査業務委託（越谷吉川線） |
| (3) 場 所 | 越谷市瓦曽根三丁目地内外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年7月31日から令和6年9月30日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 950,400 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 一般財団法人建設物価調査会 |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8
フジスタービル日本橋 |
| (8) 概 要 | 価格調査業務委託
調査項目（39項目）1式 |

【委託理由】

本業務は、価格調査業務委託であり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目的の達成が困難であるため、本業務委託を発注するものです。

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため、中止及び不調となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。
なお、本案件は入札参加有資格者にヒアリングを実施したところ、受注意欲がある業者が1者であったため、特命随意契約による執行とするものです。 |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

(1) 種	別	土木一式工事
(2) 件	名	下水道築造工事（区6－137号線外1路線）
(3) 場	所	越谷市西大袋土地区画整理事業地内
(4) 履 行 期 間		令和6年8月5日から令和7年1月31日まで
(5) 契 約 金 額		2,640,000 円(税込み)
(6) 受 注 者		清和土木株式会社
(7) 受注者住所		埼玉県越谷市南荻島4288
(8) 概	要	路線延長 L＝41.1m 管体延長 L＝39.7m 硬質塩化ビニル管φ200 L＝39.7m 組立1号マンホール 1箇所 取付け管 3箇所 ます 3箇所
(9) 理	由	本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6－137号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、後期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られるため、当該工事の受注者と地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 種 別 | 電気通信工事 |
| (2) 件 名 | 越谷コミュニティセンター小ホール音響調整卓及び関連機器交換工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市南越谷一丁目2, 876番地1 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年8月6日から令和7年1月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 24,200,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | ヤマハサウンドシステム株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区日本橋箱崎町41-12 |
| (8) 概 要 | 小ホールの音響設備の交換工事を行う。 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | <p>【特命随意契約理由】</p> <p>本工事は、越谷コミュニティセンターの小ホール音響調整卓について、経年変化により不具合が生じている部分について交換を行うものであり、既存機器との融合とホール音響設備設計思想を踏まえた施工及び調整が必要となります。</p> <p>このことから、工事後の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、製造メーカーであり、点検委託を受注している「ヤマハサウンドシステム株式会社」と特命随意契約を締結するものです。</p> |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 新川ポンプ場遠方監視制御装置改修工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市大間野町一丁目112番地3 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年8月9日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 18,150,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
東日本本部北関東営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3 |
| (8) 概 要 | 新川ポンプ場遠方監視制御装置子局更新 一式 |

- | | |
|---------|---|
| (9) 理 由 | 本工事は、新川ポンプ場の遠方監視制御装置（子局）を更新する工事であり、工事後の機能維持や施工責任の所在を明確化するために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者であり、当該システムの保守管理業者でもある三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北関東営業所に、特命随意契約を締結するものです。 |
|---------|---|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

土木一式工事
- (2) 件名

排水路整備工事（6－3）
- (3) 場所

越谷市七左町五丁目地内
- (4) 履行期間

令和6年8月30日から令和6年10月31日まで
- (5) 契約金額

2,530,000 円(税込み)
- (6) 受注者

明成工業株式会社
- (7) 受注者住所

埼玉県北葛飾郡松伏町田中1－4－4
- (8) 概要

施工延長 L＝7.1m
布設工 7.1m
舗装工 11㎡
- (9) 理由

本工事は、越谷・松伏水道企業団の発注する配水路切廻し工事を施工するにあたり、現地調査を行ったところ、本市が管理する排水施設の一部が腐食していることが確認されたことから、排水路を改修するための工事です。本工事は、配水管切廻し工事と同一施工区域内のため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期短縮・円滑な施工・安全性を確保できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記配水管切廻し工事（24－1）の受注者である明成工業株式会社と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

土木一式工事
- (2) 件名

盛土整地工事（123街区）
- (3) 場所

越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履行期間

令和6年8月30日から令和6年10月31日まで
- (5) 契約金額

5,533,000 円(税込み)
- (6) 受注者

有限会社杉本土建
- (7) 受注者住所

埼玉県越谷市袋山2059-1
- (8) 概要

敷地造成工 A=1187m²

流用土盛土 V=380m³

購入土盛土 V=69m³
- (9) 理由

本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-94号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施行を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られるため、当該工事の受注者である有限会社杉本土建と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 千間台第一ポンプ場遠方監視制御装置更新工事 6－5 |
| (3) 場 所 | 越谷市千間台西四丁目地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年9月2日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 11,440,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
東日本本部北関東営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町2－28－3 |
| (8) 概 要 | 放流水位局ユニット更新 1台 |

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | 特命随意契約該当理由
更新対象となる遠方監視制御装置が監視しているポンプ場等は、昼夜問わず稼働しており、市民生活に係る重要な施設である。
本工事では、遠方監視制御装置の機能を維持したまま一部装置の更新を行うことから、製造業者以外では装置を更新することができない。そのため、当該施設の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北関東営業所と特命随意契約を締結するものである。 |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 東越谷第一ポンプ場汚水ポンプ修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷二丁目13番地2 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年9月6日から令和7年1月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,410,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | クボタ環境エンジニアリング株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区京橋2-1-3 |
| (8) 概 要 | 汚水ポンプ修繕 2基
・動力・制御ケーブル交換 各15m（1基あたり）
・潤滑油交換 20L
・付属材料交換 一式 |
| (9) 理 由 | 【特命随意契約理由】
本修繕は、汚水ポンプ2基の故障のため修繕をするものであり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造メーカー系列会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社と特命随意契約するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

建設コンサルタント（登録有）
- (2) 件名

消防指令システム整備工事実施設計照査業務委託
- (3) 場所

越谷市大字大泊309番1外
- (4) 履行期間

令和6年9月27日から令和7年3月31日まで
- (5) 契約金額

11,000,000 円(税込み)
- (6) 受注者

株式会社イ・エス・エス
- (7) 受注者住所

東京都文京区小石川1-1-17
- (8) 概要

【業務委託の概要】

（仮称）共同消防指令センターに設置する高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの実施設計と整備を行う「消防指令システム整備工事」を実施するにあたり、指令システムメーカーが行う実施設計業務に係る照査業務。

【委託の理由】

本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理由

【特命随意契約理由】

本業務は、「消防指令システム整備工事」の実施設計照査を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められる。

（仮称）共同消防指令センターは、6市1町（越谷市、三郷市、吉川市、松伏町、春日部市、草加市、八潮市）共同で消防指令業務を管理、執行する施設であり、整備する消防指令システムには各消防本部（局）からの要望を組み入れた基本設計を行ったことから、設計内容を熟知しており、基本設計との相違、システムにおける問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要がある。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し基本設計業務を行った「株式会社イ・エス・エス」と特命随意契約を行う。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 越谷コミュニティセンター大ホールピンスポットライト交換工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市南越谷一丁目2, 876番地1 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年10月9日から令和7年3月21日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 21,909,800 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東芝ライテック株式会社
首都圏営業所 |
| (7) 受注者住所 | 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 |
| (8) 概 要 | 大ホールのクセノンピンスポットライトの交換工事を行う。 |

- | | |
|---------|--|
| (9) 理 由 | <p>【特命随意契約理由】</p> <p>本工事は、越谷コミュニティセンター大ホール舞台照明について、経年劣化により不具合が生じているピンスポットライトについて交換を行うものです。有料貸出施設としての故障時の緊急対応が必要となることから、工事後の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、開設当初からの施行業者であり、点検委託を受注している「東芝ライテック株式会社」と特命随意契約を締結するものです。</p> |
|---------|--|

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築一式工事 |
| (2) 件 名 | 光陽中学校環境整備工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市川柳町一丁目498番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年10月29日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 9,350,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 有限会社大熊建設 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市登戸町23-18 |
| (8) 概 要 | 車椅子対応を可能とするため、一部男子トイレの整備及び各所にスロープ新設等を行う。 |
| (9) 理 由 | <p>特命随意契約理由</p> <p>本工事は、既に契約している光陽中学校普通教室等改修工事と同一校舎内の工事になります。現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減ができ、他の業者が請け負った場合、休日作業の際に複数業者が校舎内に立ち入ることになりセキュリティ対策が複雑となるほか、工事の錯綜が考えられ、安全性を確保するため地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、光陽中学校普通教室等改修工事の受注者である有限会社大熊建設と特命随意契約を締結するものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 土木一式工事 |
| (2) 件 名 | 下水道築造工事（区6－143号線） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年10月30日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,859,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 矢島建設株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市袋山1959 |
| (8) 概 要 | 路線延長 L=28.3m
管体延長 L=27.4m
硬質塩化ビニル管φ200 L=27.4m
組立1号マンホール 1箇所
取付け管 1箇所
ます 1箇所 |
| (9) 理 由 | 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区10.5－5号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 測量（登録有） |
| (2) 件 名 | 3級基準点点検測量業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年10月8日から令和7年2月28日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 4,400,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東日本総合計画株式会社
越谷営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25 |
| (8) 概 要 | 3級基準点測量（点検測量34点、新設測量1点）
西大袋土地区画整理事業地内における境界杭の設置に必要な3級基準点の精度を維持するため、3級基準点の点検し、亡失した3級基準点1点を新設するものです。本業務を遂行するにあたり、専門的知識・経験を有する者が専門の機材等を使用し行われなければならないため、業務に対応できる事業者へ委託するものです。 |
| (9) 理 由 | 西大袋土地区画整理事業地内の測量業務委託（単価契約）及び令和2年度における3級基準点点検測量業務委託を請け負った東日本総合計画株式会社越谷営業所と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性が図れる他、地区内を熟知していることから期間の短縮が図れること、また経費の合算によりコストの削減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により特命随意契約により実施したい。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 雨水排水設計業務委託（一乗院） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地地区画整理事業 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年10月18日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,498,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 東日本総合計画株式会社
越谷営業所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25 |
| (8) 概 要 | 雨水排水設計 A=7,067㎡
本委託箇所は、墓地として利用していることから、雨水排水を行うにあたり、盛土をして敷地内排水を外部に放流することが困難な状況である。対象範囲が広く、雨水排水計画を決定するためには、換地全体としての排水計画を考慮した専門的知識及び技術が必要となることから委託するものです。 |
| (9) 理 由 | 本業務は、令和5年度に当該箇所の単点標高観測業務委託を請け負った東日本総合計画株式会社と特命随意契約を締結することにより、過年度業務との一連性、設計業務の精度を確保するものであり、同業者は西大袋土地地区画整理事業の全体計画に携わり、換地計画に精通していることから、今後の換地処分業務を円滑に進めることを目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により上記業者を特命の相手方とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 管工事 |
| (2) 件 名 | 中央市民会館3階ファンコイルユニット改修工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年11月8日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 18,920,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社豊田設備 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市中町11-4 |
| (8) 概 要 | 経年劣化により故障が発生しているため、ファンコイルユニットを交換する。 |
| (9) 理 由 | <p>随意契約該当理由：本案件は、令和6年9月25日開札の一般競争入札で応札者2者、最低制限価格未満のため失格1者、予定価格超過1者のため、令和6年9月30日に再度入札を実施しましたが、予定価格超過のため、不調となったものです。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により、再度入札にて応札のあった株式会社豊田設備との特命随意契約とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 管工事 |
| (2) 件 名 | 調整池A－2主ポンプ分解修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和6年11月25日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 2,206,600 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社ハッピークリーン |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町7－202－1 |
| (8) 概 要 | <ul style="list-style-type: none">・現地にてポンプの引き上げ・整備工場にてポンプの分解、点検、部品交換、再組立、コイル乾燥・除湿処理、塗装、動作試験を実施・現地にてポンプの据付け・復旧動作確認 |
| (9) 理 由 | <p>執行方法：自治令第167条の2第1項第6号</p> <p>理 由：本修繕は、ポンプの安全な運転の維持を目的としており、設備の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該設備の維持管理業者である株式会社ハッピークリーンに、特命随意契約を締結するものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

土木一式工事
- (2) 件 名

下水道築造工事（大竹中央通り線外1路線）
- (3) 場 所

越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間

令和6年11月25日から令和7年3月14日まで
- (5) 契 約 金 額

24,750,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

清和土木株式会社
- (7) 受注者住所

埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概 要

路線延長 L=589.3m
管体延長 L=578.6m
硬質塩化ビニル管φ200 L=578m
1号マンホール 2箇所
0号マンホール 8箇所
小型マンホール 5箇所
取付管布設 23箇所
樹設置 22箇所
- (9) 理 由

本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（大竹中央通り線外3路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

土木一式工事
- (2) 件名

盛土整地工事（190－1街区外1街区）
- (3) 場所

越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履行期間

令和6年12月2日から令和7年2月28日まで
- (5) 契約金額

3,025,000 円(税込み)
- (6) 受注者

清和土木株式会社
- (7) 受注者住所

埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概要

敷地造成工 A=248.2m²

掘削 V=138.8m³

発生土埋戻 V=90.7m³

購入土盛土 V=28.9m³

流用土盛土 V=122.6m³
- (9) 理由

本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6－137号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られるため、当該工事の受注者である清和土木株式会社と地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築一式工事 |
| (2) 件 名 | 平方学童保育室改修工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字平方2, 784番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年12月23日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 29,909,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 高元建設株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市御殿町2-11 |
| (8) 概 要 | ・平方小学校北校舎1階の生活科室及び用具室を学童保育室に改修する。 |
| (9) 理 由 | <p>本案件は、令和6年10月22日開札の一般競争入札で応札者無しだったため、令和6年11月26日に改めて一般競争入札を実施したところ、応札者が1者あったものの、予定価格超過のため、不調となった工事です。</p> <p>本工事は、待機児童の早期解消を図ることを目的に、今年度複数の小学校（大沢北小学校・東越谷小学校・弥栄小学校・平方小学校）で同様の改修工事を行う内の1件です。</p> <p>本地域の市民サービスへの多大な影響や不利益をもたらすことを勘案すると、早急に工事着手し、今年度中の工事を完成させる必要があります。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定により、本件入札にて唯一応札のあった高元建設株式会社と特命随意契約するものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 鷺高ポンプ場電気設備附帯工事 6－5 |
| (3) 場 所 | 越谷市東大沢二丁目24番地18 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年12月25日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 3,960,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社大久保電気 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市袋山1554－3 |
| (8) 概 要 | 電線路支障移転工事 一式
運転操作設備計器調整 一式
アスベスト含有調査処分 一式 |
| (9) 理 由 | 汚水ポンプ場は昼夜問わず稼働しており、市民生活に係る重要な施設です。
本工事は、既設工事である鷺高ポンプ場電気設備改築工事と関連する附帯工事であることから密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算によりコストの削減が図られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の受注業者である株式会社大久保電気と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|------------|------------------------|
| （1）種 別 | 土木施設維持管理（苑地） |
| （2）件 名 | 街路樹伐採委託（市道40615号線） |
| （3）場 所 | 越谷市大字増林地内 |
| （4）履 行 期 間 | 令和6年12月6日から令和7年1月17日まで |
| （5）契 約 金 額 | 781,000 円(税込み) |
| （6）受 注 者 | 株式会社サンエー緑化 |
| （7）受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町8-308-1 |
| （8）概 要 | 街路樹伐採工
C=300-330 1本 |

- | | |
|--------|---|
| （9）理 由 | 随意契約理由：本委託は、通学路として利用されている歩道内の街路樹が枯損しており、いつ倒木するわからない状態であり、通行者において安全が保障されない危険な状況であるため、早急に伐採をする必要があり、競争入札に付する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とするものです。 |
|--------|---|

特命理由：市内の業者の中で、最短で施工が行える株式会社サンエー緑化を特命とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

建設コンサルタント（登録有） 鋼構造及びコンクリート部門
- (2) 件名

橋梁改築設計業務委託（6625橋）
- (3) 場所

越谷市大字小曾川地内
- (4) 履行期間

令和6年12月23日から令和7年3月25日まで
- (5) 契約金額

13,200,000 円(税込み)
- (6) 受注者

復建調査設計株式会社
埼玉事務所
- (7) 受注者住所

埼玉県さいたま市見沼区東大宮2-27-7
-203
- (8) 概要

【対象橋梁】
6625橋

【設計区分】
上部工撤去設計1式
下部工撤去設計1式
箱型函渠予備設計1式
プレキャストボックスウイングの取り付け設計1式
プレキャストボックス割付一般図の作成1式
仮設工（土留工）詳細設計1式
打合せ協議1式

【委託目的】
本業務は、越谷市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、次年度以降に改築工事を予定している橋梁の設計業務委託であり、改築及び補修方法の検討等を行うにあたり、専門的な知識及び高度な技術と経験を必要とすることから、第三者へ委託するものです。
- (9) 理由

【特命随意契約理由】
本業務は、橋梁補修設計業務委託（定使野橋外3橋）において6625橋の詳細調査を実施した結果、鋼管杭の著しい劣化により、現況のままでは補修することが困難であることが判明しました。そのため、既設床版を撤去した上での補修方法または、経済性・維持管理等をふまえた架替（改築）を比較検討する必要があることから、既設業務と密接な関係性があり一連で作業することにより、工期の短縮・品質の確保が得られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項6号の規定により、当該委託業務を受注し、業務内容に精通した復建調査設計株式会社と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

電気工事
- (2) 件名

堂端落し排水機場遠方監視制御装置改修工事
- (3) 場所

越谷市相模町六丁目432番地
- (4) 履行期間

令和7年1月8日から令和8年3月13日まで
- (5) 契約金額

15,400,000 円(税込み)
- (6) 受注者

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
東日本本部北関東営業所
- (7) 受注者住所

埼玉県さいたま市大宮区仲町2-28-3
- (8) 概要

堂端落し排水機場遠方監視制御装置子局更新 一式
- (9) 理由

本工事は、堂端落し排水機場の遠方監視制御装置（子局）を更新する工事であり、工事後の機能維持や施工責任の所在を明確化するために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者であり、当該システムの保守管理業者でもある三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北関東営業所に、特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 消防施設工事 |
| (2) 件 名 | 東中学校非常放送設備アンブ交換修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷九丁目3, 160番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和7年1月14日から令和7年2月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,662,837 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | ユニオン防災株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市平方2141-15 |
| (8) 概 要 | 本修繕については、令和7年1月8日の消防設備点検により、非常放送設備のアンブが壊れていることが発覚し、復旧させないと火災発生時に避難警報が出せない状態です。今後の生徒の安全を確保するため、早急な修繕が必要であることから、令和7年1月14日において、文書によらず口頭にて決裁権者である課長の決裁を得て、発注いたしました。
つきましては、発注後とはなりますが、文書にて記録を残す必要がありますので、起案いたします。 |
| (9) 理 由 | 随意契約理由：令和7年1月8日の消防設備点検により、非常放送設備のアンブが壊れていることが発覚し、復旧させないと火災発生時に避難警報が出せない状態です。今後の生徒の安全を確保するため、早急な修繕が必要であり、競争入札に付する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とするものです。
特命理由：東中学校の消防設備修繕はユニオン防災株式会社が行っており、損傷状況も熟知していることから、早急な対応が可能であるユニオン防災株式会社に特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

土木一式工事
- (2) 件 名

道路改良工事（市道30597号線）
- (3) 場 所

越谷市大字下間久里地内
- (4) 履 行 期 間

令和7年1月27日から令和7年3月14日まで
- (5) 契 約 金 額

1,760,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

富士興業株式会社
- (7) 受注者住所

埼玉県越谷市下間久里514
- (8) 概 要

施工延長 L=20.0m W=3.2m

道路土工 : 1式

舗装工 : 下層路盤 (t=300mm) 41m²

上層路盤 (t=150mm) 41m²

排水構造物工: 側溝 (U300×300) 20m

搬運搬処理工: 1式

付帯工 : 1式

仮設工 : 1式
- (9) 理 由

【随意契約理由】

本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により、随意契約にて執行するものです。

なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、受注意欲があることを確認できたため、随意契約による執行とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

土木一式工事
- (2) 件 名

道路補修工事（市道40361号線外1路線）
- (3) 場 所

越谷市相模町六丁目地内
- (4) 履 行 期 間

令和7年1月27日から令和7年3月21日まで
- (5) 契 約 金 額

4,400,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

株式会社鈴木組
- (7) 受注者住所

埼玉県越谷市赤山町2-180
- (8) 概 要

施工延長L=48.40m 施工幅員W=3.00m

排水構造物工：プレキャストU型側溝（300×300）48m

集水樹工（300×750×750）1基

舗装工：下層路盤（RC-40）61m²

上層路盤（M-30）61m²

不陸整正（M-30）98m²

表層（再生密粒度アスファルト）159m²
- (9) 理 由

【随意契約理由】

本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により、随意契約にて執行するものです。

なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、受注意欲があることを確認できたため、随意契約による執行とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 電気工事 |
| (2) 件 名 | 総合体育館事務室空調機修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市増林二丁目33番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和7年2月10日から令和7年3月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 6,653,350 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷電気設備協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東大沢2-31-33 |
| (8) 概 要 | <p>本修繕については、令和6年12月27日に総合体育館の事務室の空調機が故障し、使用不可となった。施設の管理者である（公財）越谷市施設管理公社が、保守業者に調査を依頼したところ、部品交換では対応できず、空調機の交換を要するが、3か月以上かかることが判明し、令和7年2月3日に（公財）越谷市施設管理公社からスポーツ振興課に空調機の部品交換対応が不可であると連絡が入った。事務室の室温が低下することで、職員の事務作業に支障があり、早急に修繕が必要であることから、保守業者以外で早急に修繕が可能な業者を探したところ、越谷電気設備協同組合が早急に修繕可能と回答をいただいたため、令和7年2月10日において、文書によらず口頭にて決裁権者であるスポーツ振興課長の決裁を得て、執行いたしました。</p> <p>つきましては、執行後となりますが、文書にて記録を残す必要がありますので起案いたします。</p> |
| (9) 理 由 | <p>随意契約理由：令和6年12月27日に総合体育館の事務室の空調機が故障し、室温低下により職員の事務作業に支障があることから、緊急に修繕を実施する必要があり、競争入札に付する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：職員の事務作業に支障がある状況のため、早急な対応が必要であり、早急に対応が可能であった越谷電気設備協同組合を特命とする。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

(1) 種	別	土木一式工事
(2) 件	名	下水道築造工事（袋山恩間線外1路線）
(3) 場	所	越谷市西大袋土地区画整理事業地内
(4) 履 行 期 間		令和7年2月12日から令和7年3月14日まで
(5) 契 約 金 額		2,761,000 円(税込み)
(6) 受 注 者		矢島建設株式会社
(7) 受注者住所		埼玉県越谷市袋山1959
(8) 概	要	路線延長 L＝39.7m 管体延長 L＝37.8m 硬質塩化ビニル管 Φ200 L＝37.8m 0号マンホール 3箇所 取付管 2箇所 ます 2箇所
(9) 理	由	本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（袋山恩間線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

機械器具設置工事
- (2) 件 名

ポンプ設備緊急修繕（千間台第一ポンプ場）
- (3) 場 所

越谷市千間台西四丁目4番地
- (4) 履 行 期 限

令和7年2月19日から令和7年3月28日まで
- (5) 契 約 金 額

1,881,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

新明和アクアテクサービス株式会社
北関東センター
- (7) 受注者住所

埼玉県さいたま市北区宮原町4-43-20
- (8) 概 要

【大 要】

既設ポンプ撤去 1台
仮設ポンプ設置 1台
ポンプ接続ベース交換 1式
ガイドホルダ交換 1式

【概 要】

令和7年2月19日に千間台第一ポンプ場のNo. 3汚水ポンプの故障が発生し、周辺地域の汚水排水が出来なくなり、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があったため、令和7年2月19日に、文書によらず口頭にて決裁権者である課長の決裁を得て、執行しました。
つきましては、執行後となりますが文書にて記録を残す必要があるため、起案いたします。
- (9) 理 由

【特命随意契約理由】

千間台第一ポンプ場のNo. 3汚水ポンプの故障が確認され、緊急修繕を実施しなければ、周辺地域の汚水排水が出来なくなることから緊急に対応する必要があります。

以上のことから、競争入札を実施する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、早急に対応が可能である新明和アクアテクサービス株式会社北関東センターと特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

建築一式工事
- (2) 件 名

産業雇用支援施設エレベーターピット内防水修繕
- (3) 場 所

越谷市東越谷一丁目5番地6
- (4) 履 行 期 限

令和7年2月27日から令和7年3月25日まで
- (5) 契 約 金 額

1,815,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

東武ビルマネジメント株式会社
- (7) 受注者住所

東京都墨田区押上二丁目12番7号
- (8) 概 要

エレベーターピット部外壁の既存シーリングを撤去し、新たにシーリングを行う。
また、エレベーターピット内の基礎、土間に防水処理を行う。
- (9) 理 由

本修繕は産業雇用支援施設既設エレベーターのピット内を防水修繕するものですが、修繕後の昇降機機能維持及び故障に関する責任の所在を明確にすることが必要となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、維持管理を行っている「東武ビルマネジメント株式会社」と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 中央中学校エレベーター改修工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市宮前一丁目18番地1 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年2月28日から令和7年12月26日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 13,200,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概 要 | 工事の概要：中央中学校のエレベーターを改修する。 |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | エレベーター改修工事（東中学校外1校） |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷九丁目3，160番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年2月28日から令和7年12月26日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 26,400,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概 要 | 工事の概要：東中学校・大相模中学校のエレベーターを改修する。 |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | エレベーター改修工事（大袋中学校外1校） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大竹236番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和7年2月28日から令和7年12月26日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 26,400,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社日立ビルシステム
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 千葉県柏市柏4-8-1 |
| (8) 概 要 | 工事の概要：大袋中学校・千間台中学校のエレベーターを改修する。 |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターをリニューアルする工事であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「株式会社日立ビルシステム関東支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件 名 | 北中学校エレベーター機能維持修繕 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字袋山870番地 |
| (4) 履 行 期 限 | 令和7年3月6日から令和7年3月28日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,518,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社
関越支社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 |
| (8) 概 要 | エレベーター油圧装置のオーバーホールを行う |
| (9) 理 由 | 特命随意契約理由：本修繕は、既設エレベーター油圧装置のオーバーホールを行うものであり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、今後の運転に支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造メーカーである、「三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社」と特命随意契約を締結するものです。 |